

## 浜松市私立学校教育振興事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、私立学校の教育振興を目的として交付する浜松市私立学校教育振興事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市学校法人助成条例（昭和26年浜松市条例第2号。以下「条例」という。）浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業及び対象経費)

第2条 補助対象事業及び補助対象経費は、当該年度に着手し、年度内に支払行為を含む全ての行為を完了する事業で別表1に掲げるものとする。

### (補助率及び基準額)

第3条 補助金の額は、前条に掲げる経費の2分の1と、別表2に掲げる補助基準額を比較して少ない方の額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、当該年度5月末日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金（変更）交付申請書（第1号様式）
- (2) 助成を受けようとする理由書
- (3) 事業（変更）計画書（第2号様式）
- (4) 補助事業に係る収支の計画書（第3号様式）
- (5) 資金収支予算書（変更申請は除く。以下添付書類も同様とする。）
- (6) 学校法人の許可書の写し
- (7) 財産目録
- (8) 当該学校法人の設置する私立学校の学則
- (9) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (10) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (11) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）

### (交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする学校法人は市税を完納していなければならない。
- (2) 補助事業の内容または経費の変更をする場合は、あらかじめ申し出ること。
- (3) 補助事業の完了により当該補助事業者者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (4) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受

けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

- (5) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に補助金(変更)交付決定通知書(第6号様式)により通知する。

- 2 算出した交付決定額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助金の変更の交付を受けようとする場合、別途市長の定める日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金(変更)交付申請書(第1号様式)
- (2) 助成を受けようとする変更理由書
- (3) 事業(変更)計画書(第2号様式)
- (4) 補助事業に係る収支の計画書(第3号様式)

(変更決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に補助金(変更)交付決定通知書(第6号様式)により通知する。

(実績の報告)

第9条 当該事業が完了したとき又は当該年度終了後10日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(第7号様式)
- (2) 補助事業に係る収支の報告書(第8号様式)
- (3) 領収書の写し等支出を証明する書類

(補助金額確定の通知)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に補助金確定通知書(第9号様式)により通知する。

(概算払いの申請)

第11条 補助金の概算払を受けようとするときには、補助金概算払承認申請書(第10号様式)を、市長に提出しなければならない。

(概算払いの承認決定通知)

第12条 市長は、前条の規定による概算払いの請求を承認したときは、補助金概算払承認通知書(第

11号様式)により通知する。

(請求の手続)

第13条 補助金の請求の手続きをする学校法人は、補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表1 補助対象事業及び対象経費

事業区分	対象経費	留意点、例等
安心・安全な教育環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・修繕費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・通信費</li> <li>・手数料</li> <li>・委託料</li> </ul>	<p>(留意点)</p> <p>生徒の通学にかかる事業は除く。</p> <p>(例) 校内設備等の点検、修繕</p> <p>(例) 防犯、防災用品の購入 (備蓄、飛散防止フィルム等)</p>
特色ある私学教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・修繕費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・通信費</li> <li>・賃借料</li> <li>・手数料</li> <li>・委託料</li> <li>・報償費</li> </ul>	<p>(例) IT機器を活用した教育に要する経費</p> <p>(例) 図書購入</p> <p>(例) 特別支援を要する生徒の受け入れに伴う費用</p> <p>(例) 外国籍生徒の受け入れに伴う費用</p> <p>(例) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る費用</p> <p>(例) 講演会開催に係る講師謝礼</p>
教職員の資質向上事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費</li> <li>・手数料</li> <li>・報償費</li> </ul>	<p>(例) 研修参加に係る経費</p> <p>(例) 研修会開催に係る講師謝礼</p>

別表2 補助基準額

次に掲げるアからエを合算した額	
ア 小学生1人につき4,000円を乗じた額	
イ 中学生1人につき4,000円を乗じた額	
ウ 高校生1人につき1,000円を乗じた額	
エ 1学校法人あたり	400,000円

ア、イ、ウは、浜松市内から通学する生徒数(毎年度5月1日現在の数)とする。ただし、学年ごとの学則収容定員を超えている学校は、学則収容定員を補助対象人員とする。

(あて先) 浜松市長

所在地

申請者

名称及び代表者氏名

印

### 補助金(変更)交付申請書

浜松市私立学校教育振興事業費補助金について(令和 年 月 日付で申請した額を変更して)交付を受けたいので、浜松市私立学校教育振興事業費補助金交付要綱第4条(第7条)の規定により下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 交付を受けようとする補助金の額

金 円

(添付書類)

- (1) 助成を受けようとする理由書および変更理由書
- (2) 事業(変更)計画書(第2号様式)
- (3) 補助事業に係る収支の計画書(第3号様式)
- (4) 資金収支予算書(変更申請は除く。以下添付書類も同様とする。)
- (5) 学校法人の許可書の写し
- (6) 財産目録
- (7) 当該学校法人の設置する私立学校の学則
- (8) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (9) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (10) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)

事業(変更)計画書

1 事業区分(実施する事業に、複数可)

- ( ) 安心・安全な教育環境整備事業
- ( ) 特色ある私学教育事業
- ( ) 教職員の資質向上事業

2 申請する事業経費

事業区分 番号	経費の詳細	費目 記号	金額	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
事業費合計			円	

費目記号：ア工事費 イ備品購入費 ウ修繕費 エ消耗品費 オ印刷製本費 カ通信費  
キ手数料 ク委託料 ケ旅費 コ報償費 サ賃借料

補助事業に係る収支の計画書

収入の部

（単位：円）

区 分	本 年 度 予 算 額 A	前 年 度 予 算 額 B	増 減 A - B	備 考
計				

支出の部

（単位：円）

区 分	本 年 度 予 算 額 A	左のうち 補助対象 経 費	前 年 度 予 算 額 B	増 減 A - B	備 考 (補助対象経費の明細)
計					

令和 年 月 日

所在地

名称及び代表者名

印

第4号様式(第4条関係)

市税納付・納入確認同意書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(取扱い) 次世代育成課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名(または法人名)

\_\_\_\_\_ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市私立学校教育振興事業費補助金交付要綱第5条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金

浜松市私立学校教育振興事業費補助金

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市私立学校教育振興事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長

補助金（変更）交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった浜松市私立学校教育振興事業費補助金について、浜松市私立学校教育振興事業費補助金交付要綱第6条（第8条）の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件
  - （1）補助事業の内容または経費の変更をする場合は、あらかじめ申し出ること。
  - （2）補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  - （3）規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
  - （4）補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（あて先）浜松市長

所在地  
報告者  
名称及び代表者氏名

印

### 実績報告書

令和 年 月 日付浜松市指令こ次第 号で浜松市私立学校教育振興事業費補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、浜松市私立学校教育振興事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 完了年月日 令和 年 月 日
- 2 事業の成果
- 3 確定を受けたい額 金 円

（添付書類）

- （1）補助事業に係る収支の状況書（第8号様式）
- （2）領収書の写し等支出を証明する書類

補助事業に係る収支の報告書

収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額 A	決 算 額 B	決 算 額 の 内 訳		増 減 B - A	備 考
			収入済額	収入未済額		
計						

支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額 A	決 算 額 B	決 算 額 の 内 訳		増 減 B - A	備 考
			支出済額	支出未済額		
計						

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

所在地

名称及び代表者名

印

第9号様式（第10条関係）

浜こ次第 号  
令和 年 月 日

様

浜松市長

### 補助金確定通知書

令和 年 月 日付浜松市指令こ次第 号で交付決定した浜松市私立学校教育振興事業費補助金について、令和 年 月 日付実績報告書を審査した結果、浜松市私立学校教育振興事業費補助金交付要綱第10条の規定により、補助金額を下記のとおり確定いたします。

記

金 円

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
申請者  
名称及び代表者氏名

印

### 補助金概算払承認申請書

令和 年 月 日付浜松市指令こ次第 号により交付決定を受けた浜松市私立学校教育振興事業費補助金について、浜松市私立学校教育振興事業費補助金交付要綱第11条の規定により概算払を、下記のとおり申請いたします。

#### 記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額 金 円

3 概算払を必要とする時期 令和 年 月 日

様

浜松市長

補助金概算払承認通知書

令和 年 月 日付申請のありました浜松市私立学校教育振興事業費補助金の概算払いについて下記のとおり承認します。

記

1 概算払承認金額

金 円

条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

請求書

金 円

ただし、令和 年 月 日付浜こ次第 号により補助金の確定を受けた浜松市私立学校教育振興事業費補助金として、上記のとおり請求します。

交付確定(決定)額 円  
受入済額 円  
今回請求額 円

令和 年 月 日

(あて先)浜松市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者

印

振込先口座	銀行 本店 普通預金 信用金庫 支店 口座番号 農協 支所 当座預金
口座名義	